

2005年度研究行事概要報告

第32回公開講座

開催日 2005年6月14日(火)

場 所 関西大学第1学舎2号館B301教室

報告者・テーマ

久保井 一匡 (関西大学大学院法務研究科
特別顧問教授・元日本弁護士会連合会会長)
「新しい会社法の要点と活用法」

司 会 大和 正史

(関西大学大学院法務研究科教授)

参加者 172名

2005年3月22日に国会に上程され審議中の新会社法案は、まもなく成立する見込みで2006年5月からの施行が予想されている。会社制度に関する現行法は、商法(第2編)、商法特例法、有限会社法といった複数の法律にまたがっているが、商法特例法以外は文語体で表記された古めかしい条文となっているのに加え、度重なる改正を経て非常に複雑になり、しかも整合性を欠くものになっている。新「会社法」は、①これらの法律をまとめて1つの法典に一体化する、②その際、有限会社を廃止して株式会社に統合する、③定款自治を広く認めて、会社機関の設計や会社運営の柔軟化を図る、④「合同会社(LLC)」という新たな会社類型を創設する、④合併等の対価を柔軟化するなど企業組織の再編を容易化する、といった内容を含むきわめて大がかりな改正を企図したものである。

今回の公開講座は、昨年夏のUFJ銀行をめぐる東京三菱と三井住友の買収合戦、また

最近のニッポン放送・ライブドア事件などの(敵対的)企業買収をめぐるマスコミ報道の影響もあって、会社制度の基本法にあたる新「会社法」の制定について、企業関係者だけでなく、市民一般にも強い関心をもたれていることから、会社法務に永年携わってこられて造詣の深い久保井一匡弁護士を講師に招いて開催したものである。ご報告では、最近の会社法改正流れのなかで新「会社法」がどのように位置づけられるか、また新「会社法」の要点について、取締役会の書面決議の容認といったやや行き過ぎた改正項目が含まれている点なども指摘しつつ、わかりやすく解説していただいた。当日の参加者も、約170名のおよそ半数を一般市民の方々が占める状況となり、その関心の高さが伺われた。

(文責:大和)

第33回公開講座

開催日 2005年11月25日(金)

場 所 関西大学第1学舎2号館B102教室

報告者・テーマ

L. フェルナンド (スリランカ・コロombo
大学教授・大学院部長)

「憲法改正を考える—スリランカの
ジレンマなのか、普遍的な問題なのか—」

通 訳

浅野 宜之 (関西大学法学研究所委嘱研究
員・聖母女学院短期大学助教授)

参加者 289名

後援 吹田市・吹田市教育委員会

コロンボ大学のラクシリ・フェルナンド (Laksiri Fernando) 教授を迎えて、スリランカ憲法史についての講演会が開催された。フェルナンド教授は2005年から2006年にかけて、1年間日本に滞在しての研究中で、専門は政治学であるが、現在進められているスリランカにおける憲法改革にも関わっている。また、ヨーロッパにおいて高等教育に関わる職務に就かれた経験がある他、コロンボ大学内でも人権センターの所長を務められるなど、多岐にわたって活躍してこられた。

まず、スリランカで制定された憲法について、時系列的にそれぞれの特徴を紹介した。イギリス植民地統治下で制定された、通称コールブルック憲法(1833年)やドノモア憲法(1931年)、さらにはスリランカ(当時はセイロン)独立の際に制定されたソウルバリー憲法(1947年)などについて、概略が述べられ、さらに独立後制定された憲法として、第一次共和国憲法及び現行の第二次共和国憲法に関する紹介がなされた。例えば、ソウルバリー憲法の特徴及び問題点としては内閣制の導入、司法の独立、違憲審査制が規定されているのに対して、基本権規定がないこと、スリランカ人自身で起草したものではないことなどが挙げられた。第一次共和国憲法は、憲法制定会議を召集したうえで制定された憲法で、形式的側面でイギリスの諸制度からの脱却を図ったものと位置づけられ、第二次共和国憲法については、大統領制の導入など、内容面においてもこれを図ったものとされた。

そして、現行憲法の問題点として「単一の国家である」ことを規定した第2条や、仏教の地位に関する第2章が議論の的となってい

るほか、民族紛争の終結について、憲法が何ら解決策を呈示していないこと、大統領制の問題、比例代表制のみによる議員選出の問題などを挙げられた。

最後に、2000年に廃案となった憲法改正草案についてふれ、草案自体はよくできていたものであったにもかかわらず、政治的対立から廃案となったこと、手続自体は現行憲法の規定に沿ったものであるが、その手続自体も議論の対象となっていることが紹介され、講演のまとめとされた。

なお、一般市民の方のみならず、吹田市の関係部局の方々にもお越しいただき、多くの学生とともに表記テーマについて考えることができた。講演終了後、憲法改正や紛争の問題について質問が出された。学生からの積極的な質問に対しては、フェルナンド教授に丁寧に応えていただいた。(文責：浅野)

第30回現代法セミナー

開催日 2005年7月2日(土)

場所 児島惟謙館 第1会議室

報告者・パネリスト

天野 光三 (前大阪産業大学学長)

安部 誠治 (関西大学商学部教授)

佐藤 健宗

(弁護士、信楽高原鉄道訴訟弁護団)

テーマ 「鉄道交通の今日的課題と法」

コーディネータ

孝忠 延夫

(関西大学法学研究所所長・法学部教授)

司会 市原 靖久

(関西大学法学研究所幹事・法学部教授)

参加者 32名

世界の人々がそれぞれにかけがえのない「生」を受けた場所で安心して生活でき、相互に交流できるシステムを構築することは、今日と将来の地球規模の課題であるとともに、当該国家、地域社会の重要なテーマでもある。法学研究所では、「平和、安全、安心」にかかわる研究会、セミナー、公開講座を適宜開催してきたが、明確に一つの総合テーマとして設定し、このテーマについての各種研究企画を2005年度より開始することとなった。この研究企画の第一弾として開催されたのが、本現代法セミナーである。

陸上で同時に多くの人々と物資を迅速かつ安全に移動させる手段としての鉄道輸送の技術と高度なシステム開発について、わが国は著しい発展を遂げ、世界的にも高い評価を受けている。すなわち、鉄道交通にかけた人々の夢は、現実のものとなり、安全に対する信頼も培われてきた、と評価することができよう。同時に、早急に検討し、解決・克服すべき課題も提示されてきている。このセミナーでは、鉄道交通にかけた人々の「夢」とその実現プロセス、現在の日本が到達した地平と将来的な課題、鉄道交通がもたらした産業システムの構造変化と今日的課題、安全性と迅速性、さらには、鉄道事故発生（信楽高原鉄道事故）などにかかわって明らかとなった法的諸問題、安全確保システムの問題などについて報告がなされた。

本セミナーでは、まず、技術者として、研究者として当該テーマに長年かかわってこられた天野光三氏（京都大学名誉教授）が、「交通」、「人と物の移動」における鉄道の意味と意義を明確にされたうえで、今日と将来の交

通計画における「鉄道」の現状と問題点を具体的に説かれた。これを受けて、安倍誠治氏（商学部教授）が公益事業としての「鉄道」事業について最近の事例を引きつつ具体的に論じられた。そして、最後に、佐藤健宗氏（弁護士）が、信楽高原鉄道訴訟など法的紛争となった場合の問題点と法的処理の限界を明らかにされた。（文責：孝忠）

第31回現代法セミナー

開催日 2005年2月14日(火)

場 所 児島惟謙館 第1会議室

報告者・テーマ

エックルト・ヒーン (Eckart Hien)

(ドイツ連邦行政裁判所長官)

「ドイツにおける行政裁量の裁判的統制」

通 訳 角松 生史

(神戸大学大学院法学研究科教授)

司 会 野呂 充

(関西大学大学院法務研究科教授)

参加者 27名

従来、わが国の行政訴訟に対して、訴訟要件の厳格さや本案審理における行政裁量の尊重により権利保護の役割を十分果たしていないという批判が強かったが、2004年の行政事件訴訟法改正などを契機に、注目すべき変化が生じつつある。

日本の行政訴訟制度の改革にあたっては、包括的かつ実効的な権利保護を基本理念とするドイツの制度や理論がしばしば参照され、2004年の改正においても、義務付け訴訟の法定化などの成果をもたらしている。第31回現

代法セミナーは、ドイツ連邦行政裁判所長官であるエックルト・ヒーン氏をお招きし、ドイツにおける行政裁量の裁判所による統制についてご講演いただいた。

講演では、ドイツの裁量理論の出発点である、要件認定に関わる判断余地と行為の選択に関わる狭義の裁量との区別を前提に、裁量瑕疵の種類、裁量瑕疵の効果、行政計画や行政立法といった特殊な行為類型における裁量統制のあり方、判断余地が認められる具体例等が取り上げられ、ドイツの裁量理論の全体像の明快な概観が与えられた。ドイツの裁量理論はわが国でも盛んに研究されており、また、わが国の学説・判例との共通点も多いが、日本との違いとして、裁量の過少行使という瑕疵類型が設けられていることや、処分理由の事後的な追加・変更を裁量瑕疵の観点から制限する視点など、興味深い論点が提示された。

講演に続く討論には、関西在住の多数の行政法研究者に加え、憲法研究者も参加し、裁量とは何かという根本的問題、ドイツの裁量論の歴史的展開、義務付け訴訟における裁量審理や判決のあり方、行政裁判所の審理における憲法上の問題の取り扱いなど、多岐にわたる論点について、充実した質疑応答が行われた。(文責：野呂)

第36回シンポジウム

開催日 2006年2月18日(土)

場所 児島惟謙館 第1会議室

全体テーマ

「空の安全—技術、政策、そして法—」

報告者・テーマ

樋口 俊樹 (日本貨物航空(株)運航業務室長
(現在B-747機長))

「運航乗務員の視点からの考察」

田崎 武 (財航空交通管制協会 専務理事
(元航空管制官))

「航空管制の面からの考察」

阿部 利治 (中部国際空港(株)運用管理部運
用企画グループ課長(元航空事故調査官))

「空港管理・運営における安全管理」

佐久間 秀武 ((株)日本航空インターナシ
ョナル整備本部技術部技術企画室企画グ
ループマネージャー)

「法規制による安全の枠を越えたヒューマ
ンファクターの概念」

コメント

御古 正彦 (全日本空輸(株)運航本部運航訓
練室 運航訓練業務部技術管理チー
ム主席部員)

小林 弥 (トレンドベクターエビエーショ
ン(株)取締役 F A A 試験官)

司会・コメント

羽原 敬二 (関西大学商学部教授)

参加者 63名

航空運送事業の安全性向上に基づく航空輸送の量的増大と信頼性の確保は、人間の安全保障と平和構築につながる意義を持ち始めており、航空需要の増大に伴い、安全で快適な航空輸送システムを形成し、法整備基盤を確立するとともに、事故の未然防止・再発防止に努めることが重要な課題となっている。

そこで、このシンポジウムでは、航空分野における安全の根本的な問題点を正しく認識することを目的として、日々航空の安全に鋭意努力している関係者が、率直で真摯な意見交

換を行うとともに、それぞれの立場から報告し、討議することとした。

世界的に航空輸送の需要が増大し、それに対応するために、航空衛星やデータリンクなどの新技術を活用し、地球規模での航空サービスの提供を可能にする次世代の航空管制に向けたいろいろな取組みがなされている。これは、将来のCNS通信 (Communication)、航法 (Navigation)、監視 (Surveillance) に航空交通管理 (ATM) を合わせた構想がICAOで承認され、新しい航空保安システムを構築していくことになったものである。ATMは、航空管制 (ATC)、航空交通流管理 (ATFM)、および空域管理 (ASM) の3種類のシステムから構成されている。ATM構想は、新しいCNSを利用することによって、将来増加する航空交通に対処していこうとするものである。これによって交通流の管理機能も向上し、航空交通の効率的な流れを作ることができるようになる。

効率を求めて高度にデジタル化した現代社会にはさまざまな突発的エラーが潜在している。科学技術の発展により、その種類と数はさらに増加することが予想されている。こうした多くの突発的エラーに的確に対処して、システムの安全と効率を維持・向上させるためには、人間に顕在意識の行動を要求するだけの法的規則やISO9000などの安全管理手法には限界がある。複雑なシステムで発生するエラーの大部分は、人間の潜在意識によるものであり、この領域に焦点をあてた新しいヒューマンファクターの研究に期待がかけられている。ヒューマンファクターの知識や手法を活用して潜在意識が処理できないデジタル

情報をうまくアナログ情報に変換できれば、人間はシステムの中でさらに安全かつ効率的に活動できるとされる。(文責：羽原)

第55回特別研究会

開催日 2005年6月8日(水)

場 所 児島惟謙館 第1会議室

報告者・テーマ

フランシスコ・ムニョス・コンデ
(スペイン セビリア大学教授)

「国際刑法は敵対刑法か—Is the international criminal law a criminal law for enemies?—」

通 訳 藤田 久一

(関西大学大学院法務研究科教授)

司 会 葛原 力三

(関西大学法学研究所幹事・法学部教授)

参加者 13名

ヤコブスの提唱にかかるFeindstrafrecht(「敵対刑法」あるいは「対敵刑法」)の概念の国際刑事司法の場面における機能等を巡る、おおむね次のような趣旨の講演を聴いた上で、質疑応答を行った。

例えばグアングアナモ基地における問題等イラクにまつわる様々な事件に対するアメリカ合衆国の振る舞いを見れば、ある国が「敵」に対して法的に相対する場合には、刑法上の人権保障原理が後退し、極めて峻厳な対応が取られる傾向があるということは紛れもなく事実であり、ヤコブスの対敵刑法の構想は、現実の描写としては当を得たものである。しかし、そこには、そうした現実に対する批判的な評価がおおよそ含まれていない点で、極め

て危険なものといえる。C.Schmidtの「敵・友人」の対比やMezgerのFeindstrafrechtの構想と同様に、ナチ的な現実を追認してしまいかねない。

現実には対敵刑法と見ることができる実定的、非実定的ルールはいくらでも存在するが、それに「対敵刑法」というレッテルを貼るだけで終わってはならない。むしろ問題は、それらのルールが対敵刑法のカテゴリーに属するか否かではなくて、憲法上の様々な人権保障原理と抵触するの否か、どの程度抵触しているのか、そして抵触している場合にどのような措置が必要なのかという点にある。

(文責：葛原)

(関西大学法学研究所委嘱研究員・名古屋大学法制国際教育協力研究センター助教授)

葛原 力三

(関西大学法学研究所幹事・法学部教授)

司 会 宇田川 幸則

参加者 18名

リヒター博士による、中国における刑法改正全体の分析と評価を中心とした報告と、坂口博士による国家体制に対する罪に関する改正の分析に絞り込んだ報告に基づいて、質疑応答を行い、討議した。

その際、

- 中国の犯罪論体系をどのように理解するか。新刑法13条の社会危害性は文言通り犯罪成立阻却事由としてのみ作用するのか、可罰性を基礎づける方向にも作用するのか。
 - 反革命罪から国家安全侵害罪への変更は、故意・目的要件の変更のみを意味するのか否か。
 - 党の政策と処罰規定新設との関係。象徴的立法か。
 - 法益概念と「客体」概念の異同。
- といった論点が議論の中核をなした。

(文責：葛原)

第56回特別研究会

開催日 2005年9月15日(木)

場 所 児島惟謙館 第1会議室

全体テーマ

「中国刑法研究の最前線—ドイツ法の視点から、日本法の視点から—」

報告者・テーマ

トーマス・リヒター

(マックスプランク外国刑法・国際刑法研究所研究員(東アジア法主任研究員))

「1997年改正以降の中国刑法典の性格と傾向」

坂口 一成

(日本学術振興会特別研究員(PD))

「中国刑法における反革命罪から国家安全侵害罪への改正の意味—『反革命目的』の削除をてがかりに」

通 訳 宇田川 幸則

第57回特別研究会

開催日 2005年10月8日(土)

場 所 児島惟謙館 第1会議室

報告者・テーマ

ウルフリット・ノイマン

(フランクフルト・アム・マイン大学教授)

授・関西大学外国人招へい研究者)

「原因において自由な行為—刑法解釈学の方法論的問題として—」

通 訳 葛原 力三

(関西大学法学研究所幹事・法学部教授)

司 会 山中 敬一

(関西大学大学院法務研究科教授)

参加者 21名

行為者が自ら招いた責任無能力状態下での行為について完全な責任を問うことは可能か、という伝統的な問題に、刑法ドグマティックの任務及び方法論という視点からアプローチする報告を聴いた上で質疑応答を行った。

ノイマン教授の主張はおおむね次の通りである。

- いわゆる原因において自由な行為の問題は、ひとり立法者のみが解決すべき問題ではなく、十分に刑法ドグマティックの課題でもある。
- しかし、これまでに提案されてきた帰属モデル(完全酩酊構成要件、構成要件モデル、例外モデル)はいずれも不十分である。
- 完全酩酊構成要件は罪刑の不均衡を生じ、構成要件モデルは罪刑法定主義に抵触し、例外モデルも明示規定がない限り罪刑法定主義上の疑義を免れない。
- 可能な解決としては、同時存在原則の例外を法典化することによって、罪刑法定主義上の疑義を払拭するという方法があり得る。責任主義をフェアな帰属の要請と考えれば、自ら意図的に惹起した責任無能力状態の援用を禁止することはそれと矛盾することはないからである。但し、その際、完全責任能力者と完全に同等に扱うことまでは責任主義上正当化されない。

質疑応答では、責任および責任主義の観念の基本的理解、共犯論とのパラレルでこの問題を考えることの可否(自らに対する教唆、間接正犯)、例外モデルの立法化の実質的根拠等を巡って議論がなされた。(文責:葛原)

第58回特別研究会

開催日 2005年10月28日(金)

場 所 児島惟謙館 第1会議室

報告者・テーマ

孫 新(中国社会科学院日本研究所副所
長・関西大学法学研究所招へい研究者)

「中国関係発展に関する一考察」

司 会 池田 敏雄

(関西大学法学研究所主幹・法学部教授)

参加者 26名

「政冷経熱」と言われる近年の日中関係を改善促進するためには、より深い相互理解が不可欠で、喫緊の課題である。日中交流の歴史は古く、2000年以上も前に遡るが、この間「2000年友好、50年対立」の関係との故周恩来総理の言葉を引用しながら、孫氏は概略以下のような報告を行った。

歴史的に両国は長らく強者と弱者の関係にあった。近代に入るまでは中国はアジアの強国で、近代以降は日本が強くなった。ところが、現代に至り、双方が強国になった。これは、これまでの歴史になかった新しい情勢である。そのため、ガス田開発や台湾問題などの新しい対立や摩擦が生まれている。加えて冷戦期のソ連のような日中共通の脅威も消えた。それゆえ、今日、両国の関係は歴史的転

換に向う過渡期を迎えているといえる。この過渡期という過去にモデルがない情勢下のため、日中ともに、相手国を戦略的にどのように位置づけるのか、政府も国民も戸惑っている。互いに「猜疑」が生まれている現状がある。

このような猜疑を乗り越え、新しい関係を構築するためには、対処法として、大局的見地に立ち、感情的にならずに話し合いの筋道で解決を図るべきである。靖国参拝や歴史認識の問題も自己主張ばかりでは解決できない。両国民が個人と個人の意見交換を進め、互いの立場に立って相手の本当の姿を知るべきである。

日中間には、環境やテロ、エネルギー問題など国際的な協力なくしては解決できない課題が山積みといえる。中国には世界最大の市場と人材があり、日本には完成された経済システムや省エネ技術があるなど、両国は相互補完性が高い。日中は、小異は残して大きな共通点を見出し、共に勝者になる道を選択すべきである。そして、「友好こそが、共に勝者になる道」と強調したい。（文責：池田）

第59回特別研究会

開催日 2005年12月3日(土)

場所 児島惟謙館 第1会議室

報告者・テーマ

堀本 武功（尚美学園大学教授・元国立国会図書館調査及び立法考査局長）

「アメリカのアジア政策

—米印関係の緊密化と中国への対応—」

眞鍋 俊二（関西大学法学部教授）

「日亜関係における二つの局面

—経済的一体化と政治的孤立—」

司会 安武 真隆

（関西大学法学研究所幹事・法学部助教授）

参加者 28名

国連重視と対米協調に加え、アジア重視を柱としてきた日本のアジア外交は、ともすれば東アジアと西アジアに関心が向かい、南アジアを看過しがちであった。

本特別研究会では、南アジアも視野に入れた世界戦略を構築しつつあるアメリカ、そのアメリカと近隣の大国中国の双方を天秤に掛けながらアジアにおいて存在感を増しつつあるインド、米印の緊密化に対抗する中国、の三か国の狙いを軸に堀本氏に報告いただき、日本外交の今後の展望と課題を考察する手がかりとした。

冷戦の終焉と共に、非同盟・対ソ同盟から転換しようとするインドに、アメリカは、兵器の輸出先、中国を牽制する日米同盟を補強する新たなカードとしての魅力を感じ、接近を試みている。この背景には、中印露が提携することで自国の安全保障上の脅威とならないよう力の均衡を保持する、というアメリカのアジア政策もある。

インドとしては、中国に先を越された経済成長の巻き返しのためにはアメリカが必要との認識から対米関係改善を試み、核実験に対して課された経済制裁の解除を勝ち取った。ただし、アメリカの対中バランスに利用されることを警戒して、同盟関係を結ぶまでには至っていない。また中国は、地域の超大国になるインドの野心を警戒しつつも、アメリカの対印緊密化が自国の封じ込めを意図するものとの認識から、これに対抗すべく、対印友好

外交とともにロシアとの提携を進めている。

最後に、日本のアジア外交の課題として、世界の成長センターとしてのアジアの安定を維持するメカニズム、多国間の協力関係の構築の必要性が示唆された。この観点では、2005年の小泉首相の訪印の意義は大きく、中国によるアジア支配を認めないという戦略認識の共有と両国間の経済関係の改善に期待する米紙の論評が紹介された。

続いて真鍋氏より、亜細亜・アジア概念をめぐる歴史的議論を振り返る報告が行われた。質疑の中では、靖国参拝等に象徴される小泉政権下の日本外交の戦略的展望、米西戦争以来のアメリカのアジア戦略における中国の位置づけ、インドの核開発に対するアメリカの態度等々をめぐって意見が交わされた。総じて、対米と対中の二国間関係から最大限の利益をあげようとするインド外交の強かさと、対米追随により単なるlocal国家として存在感を薄めつつある日本との対照の際立つ研究会となった。(文責：安武)

第45回総合研究会

開催日 2005年7月23日(土)

場 所 児島惟謙館 第1会議室

報告者・テーマ

木村 哲也(関西大学法学研究所研究員・
大学院法務研究科教授)

「電子公証制度の現状と問題点」

参加者 12名

新たに導入された電子公証制度について、システムの概要と同制度において想定される

法的問題の予測が要旨以下のとおり報告された。

1 公証人による電子公証制度の概要

現在、①定款の認証、②電子私署証書の認証、③電子確定日付の付与、④情報の保存及び内容の証明等のサービスが行われており、法人も個人も利用することができる。しかし、金銭消費貸借公正証書や公正証書遺言等が電子的に行われるには至っていない。日本公証人連合会が運営主体となり、「指定公証人」がサービスを担当することになっているが、運用技術については、民間に業務委託する。

2 技術的・法的基盤

公証人による電子公証制度は、それ以前から民間においてサービスが提供されている電子認証制度の技術的基盤や平成12年に制定された「電子署名及び認証業務に関する法律」(電子署名法)の規定の適用を受ける電子署名をもとにシステムが構築されている。電子公証を考察するには、電子署名の仕組みと電子署名法の理解が前提となる。

電子公証の前提となる電子署名の仕組みは、「公開鍵暗号方式」という暗号技術がもとになっている。秘密保持とは逆の用方をすれば認証に利用できる。改ざんがないことの証明は、不可逆的特性を有するハッシュ関数を使ってオリジナルデータを圧縮し、その圧縮データを保存することによって行う。

3 電子署名・電子認証制度の脆弱性

数式の処理によって成り立つ暗号技術である以上、絶対に破られないという保障はない。システムの更新時期を見誤らないことが重要である。また、制度を新設するた

めに法令の改正が行われたものの、あらたな運用の内容を定めるだけの改正であって、新制度の運用に伴って生じるであろう異常事態に対処するための特別な手立てはないに等しい状況にある。この問題に関心をもっている法律家が少ないという点も問題である。

4 法的課題

公証（認証）に誤りがあった場合の認証機関の責任が問題となる。個人のプライバシー保護も重要である。

5 電子公証制度のこれから

技術の進歩は必ずしも安全を保証しない。公開鍵暗号方式だけにとらわれない新たな認証技術の開発が必要である。予想をはるかに超えた法的問題が出現するかもしれない。技術の進歩にあわせた柔軟な法制を検討していかなければならない。（文責：木村）

どのように振舞えばよいのかということについて、研究した成果を発表した。

まず、行政機関は多数派の有権者の意向の影響を受けるため、平均的なサービスに対するニーズに対応することしかできない。また、行政サービスを受けるためには厳格なルールや手続きが存在し、問題に応じて柔軟な対応をすることが困難である。これに対し、NPOは多様な少数派のニーズを充足できるとともに、比較的迅速かつ柔軟にサービスを提供できる。さらに、NPOはリスクのあるプロジェクトにもあえて挑戦し、特定分野におけるパイオニアとして新しいアイデアや事業の開発ができるという〈イノベーション機能〉をもち、また問題を抱え対応が必要な人の存在に政府が注意を向けるよう促したり、現行の政策の問題や代替案を指摘したりするというように〈アドボカシー〉をすることもできる。他方でNPOは資源が不十分であり、専門的なスタッフが確保しにくい。また、自らが関心を持つ相手のみをサービスの提供対象者とする傾向がある。これに対し、行政機関は安定的で大規模な資金や専門的なスタッフを有し、また公平にサービスを提供するためこうしたNPOの弱点を補完できる。

とはいえ、このような補完・協働関係が成り立つには行政、NPO双方にとって注意すべきことがある。行政の側が注意すべきは、政府に対する異議申立てにつながりうるNPOのアドボカシー的機能（社会的弱者の代弁・政策提案など）否定してしまっ、行政にとって貴重な情報を得る機会を失わないことであり、また、補助金を使ってNPOに対するコントロールをしようとしたり、あまりにも細かな規制などによってNPOに特定のやり方を押し付けてNPOの長所を殺さな

第46回総合研究会

開催日 2005年12月17日(土)

場所 兎島惟謙館 第1会議室

報告者・テーマ

廣川 嘉裕（関西大学法学研究所研究員・
法学部専任講師）

「NPOと行政の協働に関する理論」

参加者 13名

本報告では、福祉サービスの分野で非営利組織（NPO）と行政機関がどのようにそれぞれの長所をできる限り発揮し弱いところをカバーして社会におけるサービスを充実させていくのか、そのためにNPOと行政機関は

いことである。他方、NPOの側も「対等」な関係を結ぶ努力をせず行政に接近してわずかな資源の提供と引き換えに行政に取り込まれ、「御用団体」へとなくなってしまうように自ら寄付やボランティアを惹きつけるような魅力的な組織となる努力をすること、そして行政から不可欠のパートナーとして頼られるように着実な成果をあげる努力をすることが必要であるといえる。(文責：廣川)

公開セミナー

開催日 2005年12月20日(火)

場 所 児島惟謙館 第1会議室

報告者・テーマ

イシュトヴァン・ホント(ケンブリッジ大学歴史学部レクチャラーキングスカレッジ・フェロー)

『征服の精神』と『商業の精神』—ジャン・フランソワ・ムロン：新コルベール主義と経済戦争の観念—

討 論 蔡 孟 翰(同志社大学ITEC東アジアプログラム主任)

通 訳 安武 真隆(関西大学法学研究所幹事・法学部助教授)

挨 拶

孝忠 延夫(法学研究所所長・法学部教授)

鶴飼 康東(経済・政治研究所ソシオネットワーク戦略研究センター長・総合情報学部教授)

参加者 17名

共 催 関西大学経済・政治研究所

宗教戦争終結後の18世紀ヨーロッパは、啓

蒙の時代であると同時に、商業活動の花開いた時代でもあった。商業・交易の活性化は、ヨーロッパ諸国の相互依存と競争を促しただけでなく、旧来の国内政治秩序・外交政策のあり方を根本から再考させる契機となったのである。本研究会では、従来あまり注目を集めてこなかったものの、1730年代において「奢侈」擁護の論陣を張り、同時代・後代のヨーロッパに大きな知的インパクトを与えたムロンの『商業に関する政治試論』(1735年)を検討した。

この時期の論争では、経済現象自体の是非を問うのではなく、いかにしてそれを政治的・道徳的に穏和にするかが争点となり、その中で、モンテスキュー、ヴォルテールとともにムロンが中心的論客となっていた。

『富と徳』の編者としても著名なホント氏によれば、「奢侈」概念が18世紀前半において国内政治のみならず国際政治においても、鍵となる争点を形成していた。その中でもムロンの一連の経済政策は、ルイ14世に代表される領域拡大型の「征服の精神」に基づく「帝国」「普遍君主政」の失敗後、「商業の精神」に基づくイングランドの経済的覇権にフランスがいかに対抗するかという観点から解釈されるべきである。ムロンによれば、国家の盛衰は、賢明な経済政策の採用による経済成長の如何に掛かっている。経済力において優位にある国家に対して軍事的に勝利することは滅多にないからである。さらにムロンは、奢侈禁止法を国家間の経済力競争において否定的な効果をもたらすとし、道具の発明を、失業の増大という観点から批判するモンテスキューとは対照的に、「勤労の発展」と「新たな需要」としての「奢侈」を産み出すとして奨励する。ただし、経済の競争的環境そのも

のを破壊するイングランドの経済的独占については、それに対抗する戦争の必要性和正当性を主張した。

続いて蔡氏からは、この時期の奢侈・経済をめぐるヨーロッパの論争に対応する動きが、アジア世界においても展開されていたことの紹介があり、その後は参加者を交えた活潑な意見交換がなされた。ホント氏は、同時代のモンテスキュー、ヴォルテール、アダム・スミス等とムロンとの経済観の相異や継承にまで踏み込んで論じられ、氏の近著『Jealousy Of Trade』の内容にも踏み込んだ充実した意見交換となった。 (文責：安武)

2005年度研究活動報告

(研究員の所属等は2006年3月31日現在)

●マイノリティ研究班

研究課題 アジアの国民統合とマイノリティ

研究員と研究分担

主 幹 吉田 徳夫 (法学部教授)

総括・日本におけるマイノリティ

委嘱研究員 浅野 宜之 (聖母女学院短期大学助教授)

インドにおける自治と分権

委嘱研究員 宇田川幸則 (名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授)

中国法と国民統合

委嘱研究員 國分 典子 (筑波大学大学院人文社会科学研究科教授)

韓国における人権思想

委嘱研究員 西澤希久男 (高知県立高知短期大学講師)

タイにおける固有法と近代化

委嘱研究員 四本 健二 (名古屋経済大学法学部助教授)

カンボジア憲法と国家形成

委嘱研究員 M. カマル. ゲイ (財地球環境戦略研究機関 (IGES) 研究員)

アジアにおけるNGO

本研究班は、2005年4月以降に以下のような研究活動を行った。

2005年5月21日 (於関西大学児島惟謙館)

ハスエリドン(名古屋大学・大学院生)「中国少数民族教育政策の理念と民族教育の実態をめぐって－内モンゴル自治区の民族教育を中心に－」の報告

2005年8月1日から同月10日まで

新疆ウイグル自治区内のボルダラモンゴル族自治州を訪問、現地で法院・行政・宗教(ラマ教)・学校教育関係者と懇談を行う。

2005年9月24日 (於関西大学児島惟謙館)

孝忠延夫(関西大学)全体報告「新疆ウイグル自治区とマイノリティ」

市原靖久(関西大学)特別報告「新疆ウイグル自治区と宗教問題」

西 平等(関西大学)特別報告「新疆ウイグル自治区と民族問題」

上記の5月の研究会は、同年夏に企画したマイノリティ班を中心とする科研グループによる新疆ウイグル自治区の調査旅行に向けての準備的な研究会である。ハスエリドン氏の報告は、中国政府の少数民族政策、自主申告

に基づく民族登録や、一人っ子政策に関して少数民族への優遇措置が講じられている等の施策にも触れられた。また、教育面では民族学校を設立し、民族教育を実施しているが、それは言語教育に限定され、歴史・地理教育などの人間の内面に關わる民族教育が欠落しているという、高度に複雑な問題を指摘された。

8月の新疆ウイグル自治区への訪問は、上海交通大学教授のチミット先生を案内役として行われた。ボルダラ自治州では、人民法院関係者と懇談を行い、中国の近年の司法改革やモンゴル族の裁判官の活動、あるいはモンゴル民族に關わる法の施行の在り方を意見交換した。行政関係者との懇談においては、同自治州に限らないが、複雑に分布する少数民族の利害調整に腐心されながら行政実務が執り行われている実態をかいま見ることが出来た。教育関係者との懇談では、歴史教育はどう行われているのかという問題に及び、中国史の中でのモンゴルの取り扱いに關して意見交換を行った。またラマ教寺院では、文化大革命のさなかにおける迫害から復興する寺院の様子をかいま見た。

帰国後、9月に同視察の総括を行うために、改めて研究会を持った。孝忠延夫・法学研究所長はマイノリティ論を論じ、市原靖久（関西大学法学部）は、中国革命以後における中国政府の宗教政策の変遷を取り上げ、西平等（関西大学法学部）は新疆ウイグル自治区における民族運動の歴史の変遷を概観した。

2006年3月7日から8日にかけて、富山大学において研究会を持った。報告は雨宮洋美（富山大学経済学部）「タンザニア『1999年土地法』にみる土地所有権の構造」であり、同報告に対して後藤元伸（関西大学法学部）がコメントを行った。また竹内潔（富山大学文学部）「国家と狩猟採集民－今後共和国のアカ人のマイノリティ化」の報告に対して、コメントを孝忠延夫が行った。また吉田徳夫は、富山における米騒動と部落問題に關して若干の報告を行った。

本研究班は、研究テーマである「アジアの国民統合とマイノリティ」を法学研究所の叢書として2005年度末に上梓した。その内容は、各研究員のテーマに従い、2003年、2004年度に報告したものを中心にまとめたものである。

（吉田 徳夫）

●環境政策研究班

研究課題 循環型環境政策の実証的研究

研究員と研究課題

主 幹 池田 敏雄（法学部教授）

総括・循環型社会における環境基本法論

研究員 後藤 元伸（法学部教授）

循環型社会における不法行為責任法論

研究員 和田 安彦（工学部教授）

循環型社会と廃棄物処理法論

委嘱研究員 磯村 篤範（大阪教育大学教育学部教授）

循環型社会における国・地方・住民の協働関係論

委嘱研究員 佐伯 彰洋（同志社大学法学部教授）

循環型社会と環境行政計画法論

1 定例研究活動

2003年4月に発足した環境政策研究班は、2005年度は第2期の初年度に当たり、引き続き研究員各自が研究課題の趣旨に沿って、第1期の研究成果をさらに深化させる研究に取り組んだ。

2005年度に、環境政策研究班が行った研究会等の研究活動は、次の通りである。

第1回研究会 2005年6月11日(土)

2005年度の研究計画の打合せ。第1期の研究成果の取りまとめとして刊行する「研究叢書」のタイトルや章立てについて検討した（併せて、主幹から2005年3月の韓国環境法学会シンポジウム参加に係る報告が行われた）。

第2回研究会 2005年7月2日(土)

テーマ：「環境問題とリスクコミュニケーション」

報告者：木下富雄（京都大学名誉教授・国際高等研究所フェロー）

第3回研究会 2005年9月17日(土)

テーマ：「米国スーパーファンド法上の寄与分訴訟とブラウンフィールド問題」

報告者：黒坂則子（同志社大学大学院博士後期課程）

第4回研究会 2005年11月19日(土)

【その1】

テーマ：「EC環境法の基本的体系」

報告者：後藤元伸（法学部教授）

【その2】

テーマ：「地下水管理法の再検討序論」

報告者：磯村篤範（本研究班委嘱研究員・大阪教育大学教授）

第5回研究会 2005年12月17日(土)

研究叢書『循環型社会の環境政策と法』の刊行に係る最終の打合せ。

第6回研究会 2006年2月25日(土)

テーマ：「廃棄物法制の最近の課題」

報告者：阿部泰隆（中央大学総合政策学部教授）

なお、研究班の実態調査としては、2006年3月24日(金)～28日(火)の間、沖縄県平良市及び那覇市において、離島における廃自動車不法処理等に関する調査を行い、沖縄県文化環境部環境整備課、出先機関の宮古福祉事務所生活環境課及び沖縄県自動車リサイクル協同組合で実態説明等を受け、意見交換を行った。また、宮古島における廃自動車野積み現場を視察した。

2 研究叢書第35冊

『循環型社会の環境政策と法』の刊行

2005年3月に第1期2年間の研究期間を経過したので、その間の研究成果を取りまとめ、2005年度末に、法学研究所・研究叢書第35冊『循環型社会の環境政策と法』として刊行した。研究員各自が広い意味での循環型環境政

策にかかる研究課題を論考のテーマとして、いわば中間的な研究成果として執筆した。同叢書には、第1章「循環型社会における資源循環政策」(和田安彦)、第2章「循環型社会形成と地方自治体の法制度」(池田敏雄)、第3章「地下水管理法制の再検討序論—循環型環境整備をめぐるもう一つの世界—」(磯村篤範)、第4章「河川管理の新たな取組み

—河川レンジャー制度—」(佐伯彰洋)、第5章「EC法における環境法の基本的意義—ドイツ文献に見るEC環境法—」(後藤元伸)、第6章「米国スーパーファンド法上の寄与分求償訴訟とブラウンフィールド問題—Cooper判決の意義—」(黒坂則子)が収録されている。
(池田 敏雄)

● 公証制度研究班

研究課題 公証制度の現代的課題と展望

研究員と研究分担

主 幹 久保 宏之 (大学院法務研究科教授)

全体コーディネート、外国における電子公証制度

研究員 千藤 洋三 (法学部教授)

フランスにおける公証人の専門家責任

研究員 今西 康人 (大学院法務研究科教授)

ドイツにおける公証人の専門家責任

研究員 木村 哲也 (大学院法務研究科教授)

電子公証制度の前提となる電子署名及び電子認証の実態

委嘱研究員 小山 英二 (元大津家庭裁判所首席書記官)

裁判所書記官による公証制度の実務的考察

委嘱研究員 政清 光博 (本町公証役場公証人)

予防司法の一環としての公証制度

委嘱研究員 西村亜希子 (弁護士)

弁護士実務における公証制度の機能の研究

はじめに — 本研究班の目的

公正証書は、近年、たとえば任意後見契約、DV法の保護命令申請書など、ますます利用分野が広がってきており、また、電子公証制度で先進の技術を取り入れるとともに、公証人の公募制度がスタートするなど、我が国に

における公証制度の展開には刮目すべきものがある。そこで、本研究班は、公証制度の現代的意義を追求することを目的として2005年4月に発足した。公証人の専門家責任と電子公証制度というふたつの研究課題を柱に、これに公証人資格や選考問題も絡めて、比較法的、

理論的、及び実践的に研究を進めることにした。これらの課題は、詰まるところ、公証制度の浸透・普及に関わる問題であるからである。すなわち、公正・公開を旨とする公証人資格制度は事前の制度的信頼醸成装置であり、電子公証制度は、手続的浸透醸成装置であり、専門家責任は、事後的信頼醸成装置として捉えることが可能であろう。

かかる問題意識のもと、各国の公証制度の社会における浸透度、我が国における公証制度の役割の過去・現在・未来、IT社会・電子政府構想における地位とその展開における問題点を明らかにし、ドイツ、フランス、アメリカにおける制度との比較を通じて、わが国公証制度のいっそうの発展・普及への道筋を探り、さしあたり2006年度末に一定の成果としてまとめることを目指して、研究活動を開始した。

2005年度の活動状況

「はじめに」で述べたような目標のもと、2005年度には以下のように6回にわたって研究会を行った。

(1) 第1回

第1回は、新年度開始後では、学務多忙ゆえ、前倒して、2005年2月12日に行った。この回では、各研究員の顔合わせが主たる目的で、大まかな今後の研究会開催方針を話し合った。それとともに、事務方からの予算執行方法や学外研究員の本学施設利用方法、研究班利用方法等の説明を受けた。

また、出張目的地につき、6月開催の公証法学会、和光市総合研修所などが挙げられ、これらに手分けし、研究、実地調査を行うこととした。

(2) 第2回

第2回は、2005年5月7日14時から行った。

この会においては、まず、全体の統一テーマについて協議した。

本研究班の各研究員が仮に設定したテーマは大きく分けて、公証人の専門家責任と電子公証制度に分かれるが、これをどのようにして全体に統一性を持たせるかを検討した。

引き続き各研究員の研究進捗状況を報告した。以下、順不同で概要を記載する。

千藤洋三研究員

鎌田薫「フランスの公証制度と公証人」公証法学11号1頁以下の紹介。

フランスにおける公証人の活動実態、活動分野、資格についての紹介。

そのなかで、きわめて高い民事責任が課されていることが指摘されており、今後これを前提して、専門家責任について研究が進められる。

西村亜希子研究員

公正証書作成に関する国家賠償法上の損害賠償が請求された事案についての判例の収集および検討という暫定的テーマで9件の判例についての事案、判旨概要が説明された。

木村哲也研究員

電子公証制度の現状と問題点というテーマ設定で、その仕組み、その前提となる電子署名、電子認証の概要、それら制度の脆弱性の指摘を踏まえて、法的課題として認証内容の過誤責任および電子認証とプライバシーの問題が指摘された。

政清光博研究員

予防法学的観点からみた公証制度と裁

判外紛争解決手続について構想と概要が報告された。

小山英二研究員

裁判所実務における公証事務と証明事務について構想と概要が報告された。

久保宏之主幹

アメリカにおける公証人の実態について紹介した。アメリカにおいては400万人を超える公証人がいる実態、それは、とくに資格制度、資格要件、資格試験等がないものであることが原因となっているが、それゆえに国民の信頼を得ていない制度であると指摘され、これからの電子認証分野では、資格要件を明確にし、信頼を受けるに足る制度とすることが提案されていることを紹介した。

(3) 第3回

第3回は、7月23日に行われた。今回は、今西研究員の研究テーマ報告を受けた。同研究員のテーマは、「ドイツ法における公証人の専門家責任」であるが、今回は、公証人の職務上の義務について、ドイツ公証人法、公証人連合会の執務指針、および証書作成法の規定に拠りつつ、意思の探求・調査、事実関係の明確化、法的妥当範囲に関する教示の各義務の説明を受けた。

なお、この日は、総合研究会において、木村哲也研究員の「電子公証制度の現状と問題点」と題する講演が行われた。

(4) 第4回

第4回は、9月24日に木村達也弁護士を招いて、「日独公証人制度を比較して—公証人法改正問題の現況—」と題する講演を聴き、質疑応答を行った。同弁護士が先年参加した、日弁連のドイツ公証人制度訪独調査結果を踏まえ、公証人制度の歴史か

ら、任用制度、職務内容から責任にいたるまで詳細な報告を受けることができ、貴重な資料の貸与も受けることができた。

(5) 第5回

第5回は、11月13日に、フランスの公証人 就任予定者、ピエール=ジャン・キランス氏を講師に招き、「フランス公証人の責任」と題する講演を聴いた。フランスにおいては、公証人の依頼人に対する助言が大きな重要性を持っており、公証人は、完全な調査義務および法上、税制上の問題を指摘する義務を負い、これに過失 (faute) がある場合は、不法行為責任を負う場合があることが明らかにされた。もっとも、fauteの証明責任は原告側にあるが、原告に情報を与えたという証拠は公証人が出さなければならないということである。

(6) 第6回

第6回は、2006年3月18日に、大阪大学法学研究科の松川正毅教授を講師に招き、「フランスの公証人」と題する講演を聴いた。フランスにおける、公証人の資格、数、気質などから、その職務の範囲、内容に至るまで、詳細な報告であり、フランス文化に溶け込んだ公証人の地位を理解することができた。

総括

研究班発足初年度ということで、主として学外講師を多方面から招き、2006年度の研究の進展の基礎となる研究調査を行うことができたと考える。2006年度は、これらの成果を踏まえ、引き続き、学外講師と共同の研究会、各地における実情調査を行い、さしあたりの成果とりまとめに向かうこととする。

(久保 宏之)

●政策形成研究班

研究課題 21世紀の政策形成における新たな価値の生成と展開

研究員と研究分担

主 幹 岡本 哲和（総合情報学部教授）

研究班全体の統括および数量データ分析

研 究 員 土倉 莞爾（法学部教授）

フランスにおける政策形成についての分析および日本との比較研究

研 究 員 小西 秀樹（法学部助教授）

日本の政策形成過程についてのモデル構築

研 究 員 廣川 嘉裕（法学部専任講師）

福祉政策についての分析

委嘱研究員 窪田 好男（神戸学院大学法学部・助教授）

政策評価における価値の分析

委嘱研究員 脇坂 徹（関西大学法学部非常勤講師）

政策型住民投票の分析と数量データの処理

政策形成研究班の研究動向

本研究班の目的は、IT化やグローバルイノベーションなどが引き起こしている社会における価値の変容が、政策決定、政策実施、政策評価、政策終了といった政策過程の各ステージにどのような影響を及ぼしているかを実証的に明らかにすることにある。

今年度は2005年6月11日に研究会を開催し、主幹の岡本による「2003年総選挙における候補者ウェブサイトの分析」についての研究発表が行われた。そこでは、候補者ウェブサイトに記載されている公約や政策の内容から、政策過程で重視される価値の動向を把握することの可能性についての討論が行われた。

それ以降は、それぞれの研究員が個人で行う研究活動が中心となった。研究員ごとの研究進行状況については以下のとおりである。

主幹の岡本は、各研究員の研究結果を統合

して分析するための方法論について検討を行った。また、数量データを蓄積し、研究員間でそれを共有するための環境整備を進めている。それらとともに、補助金の廃止や民間委託に伴って自治体から民間へと移管された事業などの調査を進めて、政策終了についての数量的方法が可能となるだけのlarge Nサンプルの収集計画について検討を行った。

土倉莞爾研究員は、日本の1970年代以降の総選挙と地方選挙の関係について、歴史的変遷過程を追跡する調査を継続中である。また、近年注目を集めている社会資本（social capital）についての理論的研究をも並行して行った。

小西秀樹研究員は、地方自治体における政策形成過程の新動向、とくに首長と議会の関係について、ひきつづき資料の収集と論点の整理を行っている。

廣川嘉裕研究員は、福祉政策の実施（福祉サービスの提供）における行政と非営利組織の協働のあり方について検討した。具体的には、行政とNPOがそれぞれの長所をできる限り発揮し、弱点を補完しながら社会における福祉サービスを質量ともにより充実したものにし、より多くの人々のニーズが効率的に充足されるようにするために必要なことは何かについて、理論の研究を進めている。

窪田好男研究員は、政策の外部評価の現状と課題について研究を進めた。それとともに、政策デザインの一般的なガイドラインをまとめる研究の一環として、政策デザインの手法

についての研究を進めている。自治体のHPからデータを得て、どのような政策手法が用いられているかを明らかにする作業を継続している。

脇坂徹研究員は、政策形成決定過程としての住民投票・政治参加の特徴的な事例について、新聞記事データベース・自治体サイト等を用いて、情報収集・資料収集を行った。

今後は各自の研究を進めるとともに、それらの研究成果をまとめあげるための統一的枠組みの構築を図っていく予定である。

（岡本 哲和）